社会福祉法人優樹福祉会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人優樹福祉会(以下「この法人」という。)の定款第8条 及び第21条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員(以下「役 員等」という)の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に揚げる用語の定義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
 - (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
 - (4) 評議員とは、定款第5条に基づきおかれる者をいう。
 - (5) 評議員選任・解任委員とは定款第6条に基づきおかれる者をいう。
 - (6) 報酬とは、役員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名 称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
 - (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等 の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものと する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対し て報酬等は支給しない。
 - (1) 常勤の理事 報酬
 - (2) 非常勤の役員等 報酬

(報酬等の額の算定方法)

- 第 4 条 役員等に対する報酬等の額は、次に揚げる報酬等の区分に応じて、定めるものとする。
 - (1) 常勤の理事の報酬については、別表第1に定める額
 - (2) 非常勤の役員等の報酬については、別表第2に定める額

(報酬等の支給方法)

第 5 条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬に応じて、当該 各号に定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員就業規則第49条の規程に準じて支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、 当該各号に定める時期とする。
 - (1) 月額報酬については、毎月25日とする。(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員就業規則第49条の規程に準じて支給する。
 - (2) 日額報酬については、当該会議など、法人・施設運営のために業務にあたった 都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

- 第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
 - 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り)

- 第7条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。
 - 2 理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び、土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 第2項の規定にかかわらず、理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。
 - (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号の定める報酬 等の支給の基準として公表する。 (補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月1日より施行する。

別表第1(常勤の理事の報酬)

役職名	報酬の額
常勤理事	月額 200,000 円

別表第2(非常勤役員の報酬)

(1) 理事長

	月額
理事長業務	
理事会等への出席	150,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	

(2) 評議員

7 11 1242	
	日額
評議員会への出席 上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000 円

(3) 業務執行理事

	月額
理事会への出席 上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円

(4) 理事

(-)	
	日額
理事会への出席 上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000 円

(5) 監事

	日額
監事監査への出席 上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000 円

(6) 評議員選任・解任委員

役職名	日額
選任・解任委員会への出席	5,000 円